## ■連結自己資本比率の状況

※「労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項(平 成19年金融庁・厚生労働省告示第1号)」による定性的な開示事項、用語の解説等は、単体の自己資本比率の状況(40~49頁)をご参照ください。

## ◆連結自己資本比率(国内基準)

	2012 年度末	2013 年度末
自己資本比率	16.45%	16.30%

#### ◆連結の範囲に関する事項

当金庫の連結子会社(連結自己資本比率を算出する対象となる子会社)は、下記のとおり1 社です。主要な業務の内容は、 58 ページ「金庫およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成」をご参照ください。

なお、連結自己資本比率の算出に際して規定する「連結の範囲」(注 1)と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関す る規制に基づき連結の範囲に含まれる会社」に違いはありません。

連結子会社の名称	(株)静岡労金サービス

- (注)1. 「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適 当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号。以下、「告示」という)第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社 の集団(連結グループ)に属する会社」
  - 2. 告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものはありません。
  - 3. 告示第6条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社(金融子会社、金融業務を営む会社、および保険子法人等)に該当するものはありません。
  - 4.連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

#### ◆連結自己資本比率に関する事項

以下の開示項目の内容については、単体自己資本比率の該当ページをご参照ください。

開示項目の内容	
○自己資本調達手段の概要	41 ページをご参照ください。 ※なお、(株) 静岡労金サービスの資本金については、当金庫が全額出資している ため、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額はありません。
○自己資本の充実度に関する評価方法の概要	   41 ページをご参照ください。 
○信用リスク・アセットおよびオペレーショナルリスク相当額の 算出の手法	40 ページをご参照ください。
○信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要	41 ページをご参照ください。
○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	41 ページをご参照ください。
○信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要	42 ページをご参照ください。
○派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関 するリスク管理の方針および手続きの概要	42 ページをご参照ください。
○証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続 きの概要	42 ページをご参照ください。
○証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の 算出に使用する方式の名称	42 ページをご参照ください。
○証券化取引に関する会計方針	42 ページをご参照ください。
○証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に 使用する適格格付機関の名称	42 ページをご参照ください。
○出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続 きの概要	42 ページをご参照ください。
○金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要	43 ページをご参照ください。
○金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	43 ページをご参照ください。
○オペレーショナルリスクに関するリスク管理の方針および手続 きの概要	43 ページをご参照ください。

## (1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

		(単位:百万円)
	項目	2012 年度末
	出資金	3,941
	非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株	_
	優先出資申込証拠金	_
	資本剰余金	_
基本的項目 (Tier1)	利益剰余金	71,316
	連結子法人等の少数株主持分	_
	その他有価証券の評価差損 (△)	_
	処分未済持分 (△)	_
	自己優先出資 (△)	_
(HeH)	自己優先出資申込証拠金	_
	営業権相当額 (△)	_
	のれん相当額(△)	_
	為替換算調整勘定	_
	新株予約権	_
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	_
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	_
	計 (A)	75,257
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	
	一般貸倒引当金	75
補完的項目	負債性資本調達手段等	_
(Tier2)	補完的項目不算入額 (△)	_
	計 (B)	75
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	_
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用	
	いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	
控除項目	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化 エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	_
	控除項目不算入額 (△)	_
	計 (C)	_
自己資本	(A) + (B) - (C) (D)	75,333
	資産 (オン・バランス) 項目	424,443
	オフ・バランス取引等項目	7,598
リスク・	オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額	25,846
アセット等	信用リスク・アセット調整額	_
	オペレーショナルリスク相当額調整額	_
	計(E)	457,888
連結における Tier1比率	(A) / (E)	16.43%
連結自己資本比率	(D) / (E)	16.45%
	□ ☑ 記記庁・厚生労働省告示第8号(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号の特例)を	踏まえて質出しております

<sup>(</sup>注)平成24年金融庁・厚生労働省告示第8号(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号の特例)を踏まえて算出しております が、2012年度末に「その他有価証券の評価差損」は発生していません。

## 用語解説

#### ▶「連結子法人等の少数株主 持分」

連結財務諸表作成にあたって、連結子 法人等における親会社(労働金庫)以外の 株主(外部株主)がある場合に純資産の部 に計上するその株式の持分相当額です。

#### - 「為替換算調整勘定」

在外子会社等の財務諸表の換算手続に おいて発生する決算時為替相場で換算される円貨額と、取得時または発生時の為替相場で換算される円貨額との差額のこ

とです。 なお、当金庫の子会社等のうち在外子 会社等に該当するものはありません。

#### ▶ 「新株予約権」

あらかじめ定められた一定の期間に、 一定の価格で株式を取得できる権利のこ とです。

# ▶「企業結合等により計上され

■ 正果結百等により計上される無形固定資産相当額」 企業結合等に伴って、被取得企業がら取得することにより計上される無形固定資産のうち、既に自己資本の額から控除することとされている「営業権」および「のれん」には含まれない無形固定資産の額のことです。

(注) その他の用語解説については、 44頁をご参照ください。

	項目	2013年度末	経過措置による 不算入額
	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	75,816	
	うち、出資金及び資本剰余金の額	3,934	
	うち、利益剰余金の額	72,280	
	うち、外部流出予定額 (△)	△ 398	
	うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	
	コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	_	
	うち、為替換算調整勘定	_	
	うち、退職給付に係るものの額	_	
コア資本に係る	コア資本に係る調整後少数株主持分の額	_	
基礎項目(1)	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	74	
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	74	
	うち、適格引当金コア資本算入額	_	
	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
	土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
	少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	
	コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	75,890	
	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	_	11
	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	_	_
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	_	11
	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_
	適格引当金不足額	_	_
	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	_	_
	退職給付に係る資産の額	_	_
	自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	_	_
コア資本に係る	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	_	_
調整項目	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	
(2)	労働金庫連合会の対象普通出資等の額	_	_
	特定項目に係る10%基準超過額	_	_
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
	特定項目に係る15%基準超過額	_	_
	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	_
	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
	コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	_	
自己資本	自己資本の額 (イ)-(ロ) (ハ)	75,890	
	信用リスク・アセットの額の合計額	440,358	
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 9,347	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	11	
	うち、繰延税金資産	_	
リスク・	うち、退職給付に係る資産		
アセット等 (3)	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 9,358	
	うち、上記以外に該当するものの額	04.000	
	オペレーショナルリスク相当額の合計額を8%で除して得た額 (年出しての) マカット 調整節	24,986	
	信用リスク・アセット調整額 オペルーショナルリスク相当第二教籍	_	
	オペレーショナルリスク相当額調整額	465,345	
連結自己資本比率	(ハ) / (二)	16.30%	
さればし見かんぞ	(* \) / \—)	10.50%	

#### (2) 自己資本の充実度に関する事項

## 信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

		2012	年度末	2013	年度末
		リスク・アセット(注1)	所要自己資本(注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本(注2)
信用	<b>ヨリスク</b> (A)	432,042	17,281	440,358	17,614
	標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー	432,042	17,281	449,572	17,982
	ソブリン向け(注3)	1,799	71	2,104	84
	金融機関向け	68,383	2,735	58,852	2,354
	事業法人等向け	14,382	575	12,077	483
	中小企業等・個人向け	190,456	7,618	208,201	8,328
	抵当権付住宅ローン	128,095	5,123	125,740	5,029
	不動産取得等事業向け	_	1	_	_
	延滞債権(注4)	234	9	164	6
	その他(注5)	28,690	1,147	42,431	1,697
	証券化エクスポージャー (うち再証券化)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	複数の資産を裏付とする資産 (ファンド等) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	_	_	_	_
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			11	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 9,358	△ 374
	CVA リスク相当額を8%で除して得た額(注6)			133	5
	中央清算機関関連エクスポージャー(注7)			_	_
オ^	ドレーショナルリスク(注8) (B)	25,846	1,033	24,986	999
IJŹ	(A) + (B) (C)	457,888	18,315	465,345	18,613

- (注) 1. 貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあり、貸借対照表に記載される資産同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセッ トを計算します。また、貸借対照表に計上している債務保証などの見返勘定はオフ・バランス取引として取扱うこととなっています。オフ・バランスに係るリスク・アセットの 額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。
  - 2.所要自己資本=リスク・アセット×4%
  - 3. 「ソブリン」とは、国内外の中央政府、政府関係機関等のことです。
  - 4.「延滞債権」とは、元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
  - 5. 「その他」とは、出資、オフ・バランス取引のリスク・アセット等です。
  - 6. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA (デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合 の評価額と勘案する場合の評価額との差額) が変動するリスクです。
  - 7. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことです。担保など例外を除き、原則として信 用リスク・アセットの額の計算が必要となります。
  - 8. 「オペレーショナルリスク」とは、不適正な業務処理や業務遂行の失敗、人的な要因およびシステムの不具合、または外的要因により引き起こされる、直接的または間接的な 損失が生じるリスク、および金庫自らがオペレーショナルリスクと定義したリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算出しています。

## (3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

## ①信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

〈ア. 地域別〉 (単位:百万円)

7		合	合計												
	ジャー区分		-	<b>貸出金</b> (注		債 券		店頭 デリバティブ取引		複数の資産を 裏付とする資産 (ファンド等) (注 2)		その他の 資産等 (注 3)		延滞 エクスポージャー (注 4)	
	地域区分	12 年度末	13 年度末	12 年度末	13 年度末	12 年度末	13 年度末	12 年度末	13 年度末	12 年度末	13 年度末	12 年度末	13 年度末	12 年度末	13 年度末
Ī	国 内	1,140,878	1,124,808	696,771	704,352	112,254	104,929	537	445	_	15	331,315	315,065	183	111
	国 外	4,002	5,913	_	_	3,992	5,600	_	_	_	292	9	20	_	_
Ī	合 計	1,144,880	1,130,721	696,771	704,352	116,246	110,529	537	445	_	307	331,324	315,086	183	111

- (注) 1. 「貸出金等取引」には、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
  - 2. 「複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)」については、主な投資先により区分しています。
  - 3. 「その他の資産等」とは、預け金、現金、出資、その他資産等です。
  - 4. 「延滞エクスポージャー」とは、元金または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
  - 5. 期末の残高は当期のリスク・ポジションから大幅な乖離はありません。
  - 6. 2012年度を12年度、2013年度を13年度と記載しています。以下70頁まで同じです。

#### 〈イ.業種別 ウ.残存期間別〉

(イ.業種別 ウ.残存期間別)												(単位	: 百万円)	
エクスポージャー	合	計											7.10	2111
区分		н	貸出金		債	券	デリバ	頭 ティブ 引		資産を 「る資産 ・等)(注3)	その 資産 <sup>(注</sup>		延 エク ポーシ	フス
業種区分	12 年度末	13 年度末	12 年度末	13 年度末	12 年度末	13 年度末	12 年度末	13 年度末	12 年度末	13 年度末	12 年度末	13 年度末	12 年度末	13 年度末
製造業	14,106	11,883	-	-	14,068	11,858	_	_	_	ı	37	24	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	6,736	3,026	_	_	6,719	3,019	_	_	_	_	17	7	_	
情報通信業	2,608	802	-	_	2,601	801	_	_	_		7	1	_	
運輸業、郵便業	3,117	3,116	-	_	3,109	3,108	_	-	_	_	7	7	-	
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	3,128	2,920	6	_	3,113	2,912	_	-	-	_	7	8	_	
金融業、保険業	346,977	319,448	12,880	6,487	22,132	17,133	537	445	_	_	311,426	295,382	_	
不動産業、物品賃貸業	2,011	2,011	6	6	2,000	2,000	_	-	_		4	4	_	
医療、福祉	36	11	36	11	_	_	-	-	-	_	0	0	-	
サービス業	27	41	26	41	_	_	_	-	-	_	1	0	_	
国・地方公共団体	43,194	44,908	1,366	713	41,746	44,097	_	_	_	_	80	97	_	
個人	621,913	638,805	621,154	638,147	_	_	_	-	_		758	658	183	111
その他 (注 1)	101,021	103,744	61,292	58,944	20,754	25,598	_	_	_	307	18,975	18,894	_	
業種別合計	1,144,880	1,130,721	696,771	704,352	116,246	110,529	537	445	_	307	331,324	315,086	183	111
期間の定めのないもの(注5)	100,311	98,941	61,292	58,944	_		_	_	_	_	39,018	39,997		
1年以下	208,958	200,510	62,270	58,971	29,403	8,422	_	-	_	307	117,284	132,808		
1年超3年以下	199,712	170,685	73,852	74,786	9,848	1,946	17	15	-	_	115,994	93,938		
3年超5年以下	126,027	121,611	63,055	64,324	3,905	8,874	40	70	_	_	59,026	48,342		
5年超7年以下	75,331	72,540	56,919	57,696	18,097	14,529	315		_	_	_			
7 年超 10 年以下	130,351	142,763	75,788	76,475	54,398	66,243	165	45	_	_	_	_		
10 年超	304,186	323,667	303,594	313,154	592	10,513	_	_	_	_	_			
残存期間別合計	1,144,880	1,130,721	696,771	704,352	116,246	110,529	537	445	_	307	331,324	315,086		

- (注) 1. 業種区分の「その他」には、コミットメント、政府関係機関等が含まれます。
  - 2. 「貸出金等取引」には、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バラ ンス取引を含みます。
  - 3. 「複数の資産を裏付けとする資産(ファンド等)」は、全額を「その他」に分類しています。
- 4. 「その他の資産等」とは、預け金、現金、出資、その他の資産等です。
- 5. コミットメントについては、全額を期間の定めのないものに分類しています。
- 6. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

#### ②一般貸倒引当金・個別貸倒引当金の期末残高、期中の増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

			如关球点	小 井口 1世 中山 安豆	当期》	載少額	期末残高
			期首残高	当期増加額	目的使用	その他	(貸出金償却は償却額)
一般貸倒引当金		12年度	75	75	_	75	75
		13年度	75	74	_	75	74
		12年度	77	1	_	77	1
心心	個別貸倒引当金	13年度	1	1	_	1	1
	/FI I	12年度	77	1	_	77	1
	個 人	13年度	1	1	_	1	1
146 /7	데그!사수스=1	12年度	153	77	_	153	77
貝貝	剛引当金合計	13年度	77	75	_	77	75
1**	□ <b>◇ /</b> 世 + ⊓	12年度					_
貸出金償却		13年度					_
	個人	12年度					_
	1個 人	13年度					_

<sup>(</sup>注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、貸倒引当金および貸出金償却ともすべて国内の金額です。

#### ③リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

니크 선 - 스			エクスポー	ジャーの額				
リスク・ウェイト 区分		12 年度末		13 年度末				
区川	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計		
0%	_	108,112	108,112		109,579	109,579		
10%	_	17,794	17,794	_	20,844	20,844		
20%	346,054	866	346,921	315,395	637	316,033		
35%	_	365,987	365,987	_	359,259	359,259		
50%	20,059	1	20,059	18,334	_	18,334		
75%	_	253,944	253,944	_	277,602	277,602		
100%	7,907	24,236	32,143	_	27,351	27,351		
150%	_	100	100	_	105	105		
250%				_	1,720	1,720		
1250%	_	_	l	_	_			
合 計	374,022	771,041	1,145,063	333,729	797,103	1,130,833		

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。また、格付の有無は、リスク・ウェイトの判定にあたり、格付を用いたかどうかを基準に区分しています。
  - 2. エクスポージャーの額は、信用リスク削減手法適用後の額です。
  - 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
  - 4. リスク・ウェイト区分「1250%」は、自己資本比率告示の規定により、12 年度末は旧告示により自己資本控除した額を、13 年度末は新告示によりリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーの額をそれぞれ掲載しています。

#### (4) 信用リスク削減手法に関する事項

その他

#### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

適格金融資産担保 保証 クレジット・デリバティブ 信用リスク削減手法 12 年度末 ポートフォリオ 13 年度末 12 年度末 13 年度末 12 年度末 13 年度末 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー 44,337 43,139 6 408 408 ソブリン向けエクスポージャー 6 金融機関向けエクスポージャー \_ \_ \_ \_ \_ \_ 事業法人等向けエクスポージャー 中小企業等・個人向けエクスポージャー 2.054 1.997 抵当権付住宅ローン 延滞エクスポージャー

41,141

#### (5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

42,283

(単位:百万円)

(単位:百万円)

		派生商	品取引
		12 年度末	13 年度末
グロス再構築コストの額	(A)	_	_
グロスのアドオンの額	(B)	537	446
グロスの与信相当額 (A) + (B)	(C)	537	446
ネッティングによる与信相当額の削減額	(D)	_	_
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C) - (D)	(E)	537	446
外国為替関連取引		_	1
金利関連取引		537	445
株式関連取引		_	_
担保の額	(F)	_	_
現金・自金庫預金		_	_
国債・地方債等		_	_
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E) - (F)	(G)	537	446

<sup>(</sup>注)1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。

## (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

- **◆オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)** 該当はありません。
- ◆投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項) 該当はありません。

## (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

## ①出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		出資等工力	<b>ウスポージャー</b>								
区分			うち、その他有価証券で時価のあるもの								
		貸借対照表計上額	取得原価	貸借対照表	評価差額						
		貝旧別照衣訂工館	(償却原価)	計上額	計画左與	うち益	うち損				
上場株式等	12 年度末	_	_	_		_					
上场休式守	13 年度末	8	8	8	0	0	_				
# LIB#####	12 年度末	7	_	_	_	_	_				
非上場株式等	13 年度末	7	_	_	_	_	_				
その他	12 年度末	7,300	_	_	_	_	_				
ての他	13 年度末	7,300	_	_		_					
合 計	12 年度末	7,307	_	_	_	_	_				
	13 年度末	7,316	8	8	0	0	_				

<sup>(</sup>注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。 2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

<sup>2.</sup> 長期決済期間取引の取扱いはありません。